

福岡県公報

平成17年12月28日
第2478号

目次

告示(第2531号-第2558号)

○大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	4
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治山課)	4
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治山課)	5
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治山課)	5
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治山課)	5
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治山課)	5
○共同施行による土地改良事業の変更の認可申請の適否決定	(農地計画課)	6
○貸金業者の営業所の不確知	(経営金融課)	6
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	6
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7

○道路の供用の開始	(道路維持課)	8
○土地改良事業の認可	(農地計画課)	8
○公告認定対象区域内における同一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定	(建築指導課)	8
○自衛官の募集	(地方課)	9
○道路の区域の変更	(道路維持課)	9
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	10
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	10
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	10
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	11
○福岡県卸売市場整備計画	(生産流通課)	11
○平成17年度臨時石炭鉱害復旧事業の実施計画	(農地整備課)	40
○道路の区域の変更	(道路維持課)	40
○道路の供用の開始	(道路維持課)	40

公安委員会

○交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課)	41
-------------------------	-----------	----

雑報

○西日本宝くじの発売条件等	(財政課・西日本宝くじ事務協議会)	41
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課・西日本宝くじ事務協議会)	41
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課・西日本宝くじ事務協議会)	42
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課・西日本宝くじ事務協議会)	43
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課・西日本宝くじ事務協議会)	43
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課・西日本宝くじ事務協議会)	44
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課・西日本宝くじ事務協議会)	44
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課・西日本宝くじ事務協議会)	45
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課・西日本宝くじ事務協議会)	45
○西日本宝くじの発売	(財政課・西日本宝くじ事務協議会)	46
○西日本宝くじの発売	(財政課・西日本宝くじ事務協議会)	46
○西日本宝くじの発売	(財政課・西日本宝くじ事務協議会)	47

- 西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………47
- 西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………47
- 西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………48
- 西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………48
- 西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………48
- 西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………49
- 西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………49

告 示

福岡県告示第2531号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成17年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 届出年月日
平成17年12月6日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 新入パワータウン
 - (2) 所在地 福岡県直方市大字下新入字上中曽根522-2 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
福北都市開発有限会社	福岡県直方市下新入627-1
株式会社やまだい	福岡県うきは市浮羽町高見659番地の9

- (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社やまだい	福岡県うきは市浮羽町高見659番地の9
その他未定	

- 4 大規模小売店舗を新設する日
平成18年8月6日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
6,131㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
福岡県直方市大字下新入字上中曽根522-2 外	745

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数(台)
福岡県直方市大字下新入字上中曽根522-2 外	277

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県直方市大字下新入字上中曽根522-2 外	356

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立法メートル)
福岡県直方市大字下新入字上中曽根522-2 外	100.8

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社やまだい 雑貨店(未定)	午前10時	午後9時
スーパーマーケット(未定)	午前9時	午後10時

ドラッグストア（未定）	午前10時	午後11時
書店（未定）	午前10時	午前0時

- (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯
午前8時30分～午前0時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3ヶ所 福岡県直方市大字下新入字上中曾根522-2 外
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分～午後10時00分

福岡県告示第2532号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年12月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女郡黒木町大字大淵字餅打3595の3、字柘3619の2、3619の5から3619の7まで、3619の24、3619の49、3619の62、3619の119、3619の121、3619の131、3619の138、3619の141、3636の1、3636の3、3637、字後川内3646の1、3646の3、3646の6、3647の1、3652の2、3653の1、3653の3、3654の1から3654の3まで、3661の1、3667の4、3668、3669の2、3670、3680の2、3680の5、3691、3694、3695の3、3695の4、3695の8、3700、字イデロ6082の6、6082の7、6083の1、6083の2、6083の5
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2533号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年12月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女郡矢部村大字矢部字焼山2235の2、2235の4、2235の6、2235の9、2235の14から2235の16まで、2235の25から2235の27まで
 - 2 指定の目的
水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2534号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡矢部村大字北矢部字神窟耳納3785の1、3785の2、字高松11329の1、11329の2、11332の1から11332の3まで、11332の5、11332の10、11333の1、11335の1、11339の1、11340の1、11340の3、11340の6、11340の7、字後川内11345、11347、11348、11349の1から11349の3まで、11350から11353まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2535号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡黒木町大字木屋字南岳12564の20、12602の5、12602の20、12602の23、12603

の3、12603の8、12603の10、12603の17

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2536号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成11年2月12日農林水産省告示第248号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2537号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和61年10月24日農林水産省告示第1749号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2538号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和40年11月17日農林水産省告示第1461号（2及び3に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2539号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年7月4日農林水産省告示第1001号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び瀬高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2540号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年1月11日農林水産省告示第19号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2541号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条の2第3項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、同法第95条第1項に定める者の土地改良事業の計画の変更の認可申請を平成17年12月15日付で適当であると決定したので、同法第95条の2第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成17年12月28日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良事業の事業主体名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
鞍手郡宮田町磯光地区土地改良事業共同施行	土地改良事業変更計画書の写し ・規約の写し	平成17年12月28日から 平成18年2月1日まで	宮田町役場

福岡県告示第2542号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第3条第1項の規定による登録を受けた次の貸金業者の営業所の所在地を確知できないので、同法第38条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、その登録を取り消すことがある。

平成17年12月28日

福岡県知事 麻生 渡

名称	氏名	主たる営業所の所在地	登録番号	登録年月日
アタックフ ァンド	吉村 泰	福岡市西区今津4798番地 の473	福岡県知事 (1)第08177号	平成16年2月16日

福岡県告示第2543号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年12月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称
ミムラ
- 2 氏名
杉下 繁和
- 3 主たる営業所の所在地
福岡市南区弥永1丁目26番1号 エステートアサヒ弥永1F B号
- 4 登録番号
福岡県知事(1)第07941号
- 5 登録年月日
平成15年3月17日
- 6 行政処分の日
平成17年12月9日
- 7 行政処分の内容
貸金業務の全部停止120日間（平成17年12月10日から平成18年4月8日まで）
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。
- 8 適用条文
貸金業の規制等に関する法律第36条

福岡県告示第2544号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項

の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成17年12月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 区域の名称 弘（2）
- 2 区域の所在地 福岡市東区大字弘
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標注番号1号から6号までを順次結んだ線及び標注番号1号と6号とを結んだ線に囲まれた区域

市	区	大字	字	地番	標注番号
福岡	東	弘	赤石	1359番2	1号
				1327番1	2号
				1324番19	4号
				1324番23	5号
				1359番7地先道路敷	6号
			弘	1321番13	3号

福岡県告示第2545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年12月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

柳川	県道	本吉線 小川	前	山門郡瀬高町大字本吉58番2先から 同郡同町大字小川1854番3先まで	6.2 ～ 27.6	2,083.5
			後	山門郡瀬高町大字本吉2032番先から 同郡同町大字小川882番1先まで	6.2 ～ 27.6	
			後	同上	11.5 ～ 33.0	
柳川	一般国道	443号	前	山門郡瀬高町大字小川883番1先から 同郡同町大字小川899番4先まで	10.0 ～ 15.0	118.0
			後	同上	10.0 ～ 16.8	
柳川	県道	飯江線 長田	前	山門郡瀬高町大字本吉2033番2先から 同郡同町大字本吉2024番1先まで	10.2 ～ 10.4	153.0
			後	同上	10.2 ～ 13.0	
柳川	県道	水田線 大川	前	柳川市立石523番1先から 同市立石522番1先まで	7.9 ～ 8.3	18.0
			後	同上	10.0 ～ 10.0	
直方	県道	飯塚線 福間	前	鞍手郡宮田町大字宮田1391番1先から 同郡同町大字宮田1317番1先まで	7.6 ～ 14.6	267.0

			後	同上	12.0 ～ 16.0	267.0
直方	県道	若宮海線	前	鞍手郡若宮町大字山口794番1先から 同郡同町大字山口982番1先まで	8.0 ～ 19.0	474.2
			後	同上	12.2 ～ 33.0	474.2
飯塚	県道	新飯塚停車場線	前	飯塚市芳雄町841番1先から 同市吉原町557番11先まで	13.5 ～ 38.8	273.1
			後	同上	18.7 ～ 44.0	273.1
			後	同上	9.2 ～ 38.8	379.8

福岡県告示第2546号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年12月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年12月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
柳川	水田大川線	柳川市立石523番1先から 同市立石522番1先まで

福岡県告示第2547号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業を認可したので、同条第11項の規定により公告する。

平成17年12月28日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	事業名	認可年月日
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (波多江地区)	平成17年12月7日
	農業用ため池整備事業 (赤崎地区)	
	農業用ため池整備事業 (町頭地区)	
	農業用排水施設整備事業 (前原地区)	
	農業用排水施設整備事業 (王丸地区)	
	農業用排水施設整備事業 (作出地区)	
	農業用排水施設整備事業 (新田地区)	
	農業用排水施設整備事業 (富地区)	
	農業用排水施設整備事業 (長野地区)	
	農業用排水施設整備事業 (東地区)	

福岡県告示第2548号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次のように公告認定対象区域内における同一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定したので、同条第6項の規定により公告する。

平成17年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

認定申請者氏名	公告対象区域	認定番号	認定年月日	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
九州電工ホーム株式会社 代表取締役社長 飯田兼敏	糟屋郡篠栗町大字高田497番2他2筆、糟屋郡篠栗町大字津波黒110番2	第1号	平成17年6月29日	福岡土木事務所

福岡県告示第2549号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成17年度において2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

平成17年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 募集期間

平成18年3・4月入隊（男子のみ）	平成17年12月19日から平成18年1月31日まで
-------------------	---------------------------

2 受験資格

平成18年4月1日現在18歳以上27歳未満の男子

3 試験期日

平成18年2月5日

4 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1丁目12番（電話 092-584-1881）	自衛隊福岡地方連絡部
北九州市小倉北区片野新町3-1-1（城野分屯地内）（電話 093-921-7414）	自衛隊福岡地方連絡部北九州出張所
築上郡椎田町西八田（築城基地内）（電話 0930-56-1150）	自衛隊福岡地方連絡部築城募集事務所

遠賀郡芦屋町大字芦屋1455（芦屋基地内）（電話 093-223-0981）	自衛隊福岡地方連絡部芦屋募集事務所
飯塚市大字川津639-1（電話 0948-22-4847）	自衛隊福岡地方連絡部飯塚募集事務所
春日市大和町5-12（福岡駐屯地内）（電話 092-591-7450）	自衛隊福岡地方連絡部福岡募集事務所
福岡市博多区博多駅南2-1-5（電話 092-414-5100）	自衛隊福岡地方連絡部福岡募集事務所（博多）
福岡市東区和白丘2-2-63（電話 092-607-4826）	自衛隊福岡地方連絡部福岡募集事務所（和白）
福岡市西区姪の浜5-4-20（電話 092-891-7941）	自衛隊福岡地方連絡部福岡募集事務所（姪浜）
久留米市山川追分1-8-19（電話 0942-23-7050）	自衛隊福岡地方連絡部久留米募集事務所
大牟田市宝坂町1-2-9（電話 0944-52-3810）	自衛隊福岡地方連絡部大牟田募集事務所
八女市大字本村字杉町662-5（電話 0943-24-5192）	自衛隊福岡地方連絡部八女募集事務所
柳川市本町10-11（電話 0944-72-7794）	自衛隊福岡地方連絡部柳川募集事務所

5 試験場の位置及び名称

受付時に指定する。

福岡県告示第2550号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	一般国道	322号	前	嘉穂郡嘉穂町大字千手1512番6先から 同郡同町大字千手1592番7先まで	7.5 ～ 14.4	38.5
			後	同上	7.5 ～ 22.3	38.5

福岡県告示第2551号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成17年12月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
(1) 名称

特定非営利活動法人社会教育支援サービス

- (2) 代表者の氏名
重松 秀一郎
- (3) 主たる事務所の所在地

福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2250番地4

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもを始め広く社会教育を必要とする人々に対して、図書館の運営等地域に根ざした継続的な社会教育支援に関する事業を行い、生涯学習の一助となり、すべての人びとが文化的な生活をおくることができる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第2552号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成17年12月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称

特定非営利活動法人太宰府よか倶楽部

- (2) 代表者の氏名

河原 修

- (3) 主たる事務所の所在地

福岡県太宰府市五条四丁目9番1号 太宰府市立太宰府中学校内

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、総合型地域スポーツクラブとして子どもを中心とした地域住民に対して、スポーツや文化に関する事業を行い、生涯にわたって「いつでも誰でも気軽に」住民相互の交流を深めるなかで、健康づくり、生き甲斐づくり更には、コミュニティづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第2553号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日

平成17年12月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人なかがわ自然楽会

(2) 代表者の氏名

上野 行重

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑紫郡那珂川町松木2丁目153番地

(4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、子供の教育活動を支援する事業を行うことで、子供の健全育成を図るとともに、竹林の整備による環境の保全に関する事業や地域住民の交流を図るまちづくりに関する施設整備及びイベントの開催並びに支援事業を行うことで、心豊かにして安心して住んで良かったと実感できるまちづくりに貢献することを目的とする。

(変更後) この法人は、子供の教育活動を支援する事業を行うことで、子供の健全育成を図るとともに、公の施設の管理運営を受託することで、山村地域の経済を活性化させ、竹林の整備による環境の保全に関する事業や地域住民の交流を図るまちづくりに関する施設整備及びイベントの開催並びに支援事業を行うことで、心豊かにして安心して住んで良かったと実感できるまちづくりに貢献することを目的とする。

福岡県告示第2554号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年12月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡津屋崎子ども劇場

(2) 代表者の氏名

佐伯 美保

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福津市中央4丁目10番13号

(4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、子ども達が生き生きとした子ども時代を過ごせることをめざし、福岡県、津屋崎町及びその周辺地域の市民に対して、様々な人との関わりの中で、広く優れた子ども文化を体験する事業等を行い、子ども達が市民として豊かに育つ地域づくりに寄与することを目的とします。

(変更後) この法人は、子ども達が生き生きとした子ども時代を過ごせることをめざし、福津市及びその周辺地域の市民に対して、様々な人との関わりの中で、広く優れた子ども文化を体験する事業等を行い、子ども達が市民として豊かに育つ地域づくりに寄与することを目的とします。

福岡県告示第2555号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第6条第1項の規定に基づき、平成22年度を目標年度とする福岡県卸売市場整備計画を定めたので、同条第4項の規定により、次のとおり、その内容を公表する。

平成17年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県卸売市場整備計画

第1 目標年度 平成22年度（基準年度 平成10年度）

第2 卸売市場の適正な配置の方針

1 生鮮食料品等の流通事情

(1) 需要の現状と見通し

ア 青果物

青果物は、高齢化の進展、健康志向の高まりなどを背景として、安全性や安心に対する要求が高まる一方で、外食、中食等の食の外部化、食生活の簡便化志向が強まるなど消費者の購買形態が多様化している。

このようなかで、全国的に食育や地産地消が見直されており、今後、消費者ニーズに対応した商品づくりや価格設定などの取組を通じて青果物需要の喚起を図ることで、個人需要の伸びが見込まれ、消費人口の増加と相まって総需要量が増加すると予測される。

表1 青果物の需要の見通し

品目	区分	平成10年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)	増減率 (H22/H10)
野菜	需要量 (トン)	515,095	585,926	113.8 %
	1人当たり需要量 (kg)	102.2	113.1	110.7
果実	需要量 (トン)	197,910	213,564	107.9
	1人当たり需要量 (kg)	39.3	41.2	104.8

イ 水産物

水産物は、伝統的な食文化や健康・安全志向を背景に根強い需要があるものの、生活様式の多様化や食生活の欧米化等により若い世代を中心に魚離れ現象が見られる。

今後は、食育の推進等に伴い、若い世代にも健康的な食材である水産物に対する評価が高まることが期待されるとともに、消費形態の多様化に対応した事前処理、加工などによる商品の多様化を図ることで、個人需要の維持が見込まれ、消費人口の伸びにより、総需要量は増加することが予想される。

表2 水産物の需要の見通し

品目	区分	平成10年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)	増減率 (H22/H10)
水産物	需要量 (トン)	281,309	291,509	103.6 %
	1人当たり需要量 (kg)	55.8	56.3	100.9

ウ 食 肉

牛肉の需要は、BSE発生により落ち込んでいたが、今後は消費者の根強い牛肉食志向に加え、輸入肉の増加などによる価格の低下、さらには肉専用種の高級性等を活かした地域ブランド化の積極的な展開などにより回復が見込まれる。

豚肉の需要は、BSEや鳥インフルエンザ発生による牛肉・鶏肉の代替需要により増加傾向で推移してきたが、今後は伸び悩むことが見込まれる。

表3 食肉の需要の見通し

品目	区分	平成10年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)	増減率 (H22/H10)
食肉	需要量 (トン)	143,308	141,331	98.6%
	1人当たり需要量 (kg)	28.4	27.3	96.1

工 花 き

切花・鉢物類は、平成に入ってから続いていた業務需要が一巡しつつある一方、潤いと安さを重視する人々が増える中で、消費者に花の知識を普及しながら消費拡大を図るなどの取組を積極的に展開することで、家庭需要の伸びが期待できる。

なお、花木については、都市の街路や公園の植栽等の公共事業が抑制されており、需要の減少が見込まれるが、今後都市の緑化等に伴う民間需要の拡大が期待される。

表4 花きの需要の見通し

品目	区分	平成10年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)	増減率 (H22/H10)
切花	需要量 (千本)	261,481	355,504	136.0%
	1人当たり需要量 (本)	51.9	68.6	132.2
鉢物	需要量 (千鉢)	37,722	69,136	183.3
	1人当たり需要量 (鉢)	7.5	13.3	177.3
花木	需要量 (千本)	6,443	5,232	81.2
	1人当たり需要量 (本)	1.28	1.01	78.9

(2) 供給の現状と見通し

ア 青果物

本県では、恵まれた自然条件のもと農業者のたゆみない努力によって全国に誇れる青果物が数多く産出されており、特に、いちご、青ねぎ、なす、かき等全国でも上位クラスのブランド品目を有している。

県内の卸売市場には、県内で生産される豊富な地場もの安定供給が確保されるとともに、道路等交通網の整備、鮮度保持技術の進展などにより他県産並びに輸入青果物についても、安定的に集荷されることが見込まれる。

しかし一方では、全国規模の農協合併の動きを受け産地の大型化や発言力の強化が進む中で、出荷ロットの大型化、安定的な出荷先の確保が進められており、今後ますます大都市中央卸売市場などの集荷販売力の強い大型の市場へ集約化が進んでいくことが予想される他、産地と小売店や実需者との間での直接取引、消費者への直接販売等、販売の多元化が進むことも予想される。

イ 水産物

本県は、筑前海、豊前海、有明海と三方を海に囲まれるとともに、筑後川、矢部川などの一級河川を有し、海域や地域の特性に応じた漁業生産が行われている。

漁業生産量は、資源管理型漁業や栽培漁業の推進により、沿岸漁業については横ばい傾向が予想されるものの、国際的な問題が絡む遠洋漁業や対象資源の変動が大きい沖合漁業については樂觀できない状況にある。また、輸入元国の国内需要の増加や資源悪化に伴う輸入水産物の減少も想定され、中長期的に不安定な要素をはらんでいる。

ウ 食肉

牛肉の供給は、BSE発生以降の出荷自粛等により、一時的に減少したが、今後は一層の高品質化・地域ブランド化の推進などにより生産量の拡大が図られ、安定供給の確保が期待できる。

豚肉については、経営体質の強化などにより今後の国内生産量は、増加傾向になると思われる。

エ 花き

本県は、恵まれた気候条件を活かして、キク、バラ、洋ラン等多品目の花が生産され、ツツジ、ツバキ等の花木の一大産地を形成するなど全国有数の花き生産県である。

現在、多様化が進む消費者ニーズに対応するため、高級花から日常生活で楽しむ花まで幅広い花き生産が行われており、今後県内生産量の伸びが見込まれるほか、他県産や輸入花の増加により安定的な供給が図られるものと予測される。

(3) 卸売市場流通及び卸売市場を經由しない流通等の現状と見通し

ア 卸売市場流通の現状と見通し

(7) 青果物

本県は、福岡、北九州の2つの都市圏を擁する消費県であるとともに、筑後地域などの有力な産地を抱える生産県でもあるため、県内には、大消費地への青果物の供給源としての役割を担う市場や産地との結びつきの強い市場などが共存している。

県内青果市場の取扱量については、これまで野菜がほぼ横ばい、果実が漸減傾向で推

移してきたが、今後は、大規模な中央卸売市場への集約化傾向や市場外流通の増加、県内生産の動向等の影響により、野菜の取扱は微減、果実は減少が見込まれる。

表5 青果卸売市場の取扱状況

(単位：百万円、トン、%)

区分	年度					対比(H22/H10)
	平成6年度	平成10年度	平成15年度	平成22年度		
野菜	金額 101,971	106,901	87,659			
果実	数量 530,698	526,497	509,289	496,780	94.4	
果実	金額 65,779	59,072	47,005			
果実	数量 267,903	226,630	219,318	196,638	86.8	

資料：「青果物流通統計」・「中央卸売市場年報」・「地方卸売市場実態調査」
(注)平成22年度の取扱数量は、平成6年度から15年度の数値をもとに推計

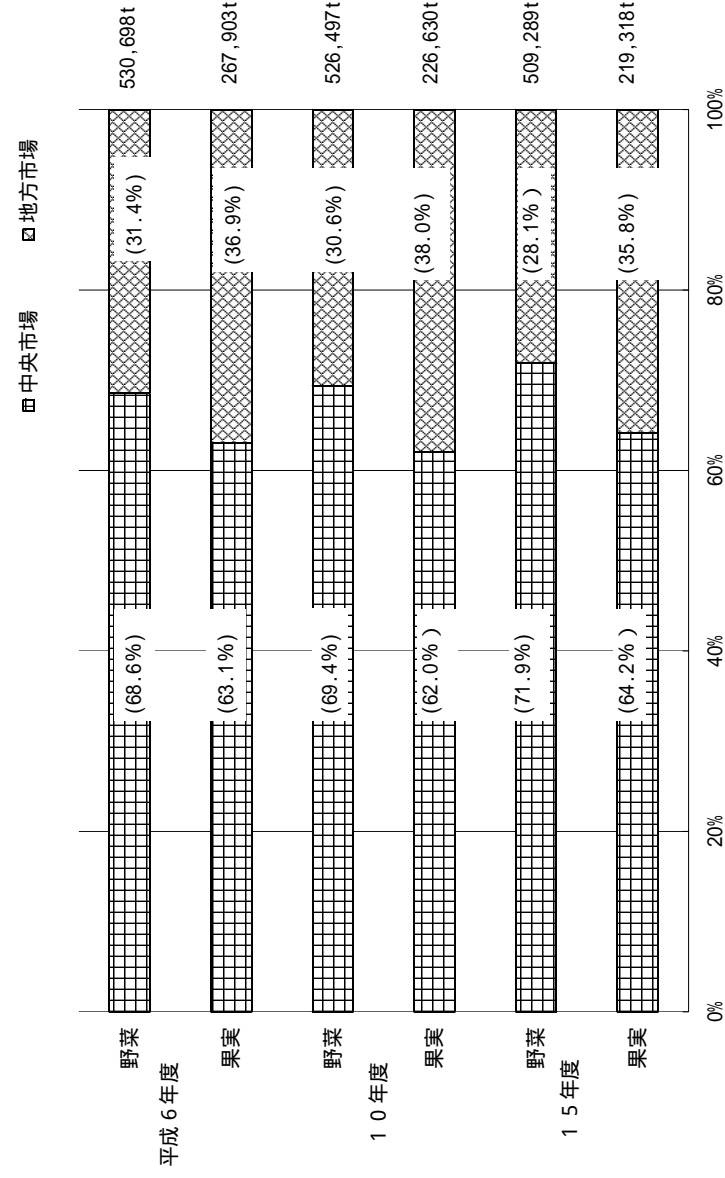


図1 中央・地方卸売市場等取扱量の状況

(1) 水産物

福岡市中央卸売市場鮮魚市場は、産地市場と消費地市場の機能を併せ持ち、県内卸売市場取扱量の約6割を占める本県の基幹的な市場であるが、近年、当市場の入荷量を左右する青物や中国船の水揚げ減少の影響を受けて取扱量が減少している。また、他の卸売市場においても、減少傾向を示す市場が多く、将来的な取扱量については減少が見込まれる。

表6 水産物卸売市場の取扱状況

(単位：百万円、トン、%)

区分	年度					対比(H22/H10)
	平成6年度	平成10年度	平成15年度	平成22年度		
水産物	金額	201,510	206,541	156,474		
	数量	325,738	342,652	268,191	254,666	74.3

資料：「中央卸売市場年報」、「中央卸売市場整備計画」、「地方卸売市場実態調査」

(注)平成22年度の取扱数量は、平成6年度から15年度の数値をもとに推計

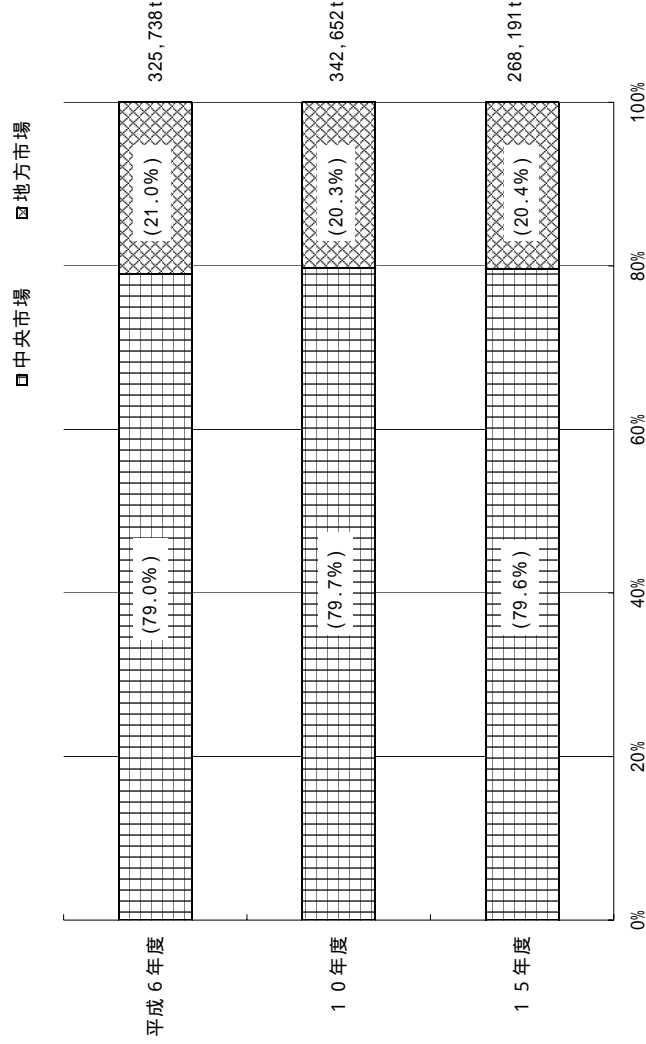


図2 中央・地方卸売市場等取扱量の状況

(ウ) 食肉

本県は、九州・山口地区における大消費県であり、九州唯一の中央卸売市場が福岡市により開設されている。

食肉の流通は、県内5か所の公営・民営と畜場があり、また、農協系統の九州協同食肉株式会社では、共販の基幹施設で独自の加工処理・配送を行っているため、青果、水産に比べ市場外流通の割合が大きい。

今後、整備された福岡市中央卸売市場臨海市場が流通拠点としての役割を担うことにより市場流通量の伸びが見込まれる。

表7 食肉卸売市場の取扱状況

(単位：百万円、トン、%)

区分	年度					対比(H22/H10)
	平成6年度	平成10年度	平成15年度	平成22年度		
食肉	金額	14,584	11,730	12,425		
	数量	18,541	14,057	15,369	16,930	120.4

資料：「福岡市中央卸売市場年報」、「福岡市中央卸売市場整備計画」

(I) 花き

県内花き市場の切花、鉢物の取扱状況は、流通圏の広域化等により集荷販売先の拡大

が進み、取扱規模の大きい市場を中心として取扱数量を伸ばしている。

今後、需要の増加を背景に取扱数量の伸びが見込まれており、特に、鉢物については、大きく伸びることが予測される。

また、花木については、全国有数の生産県として流通の拠点と位置づけられており、また、一定の需要・供給が期待できるが、県内生産量の減少や市場外流通の増加等により市場取扱量は、減少するものと見込まれる。

表8 花き市場の取扱状況

(単位：百万円、千本・千鉢、%)

区分	年度				平成22年度 対比(H22/H10)
	平成6年度	平成10年度	平成13年度	平成22年度	
切金額	15,943	18,169	15,741		
花数量	274,835	294,178	287,711	323,600	110.0
鉢金額	10,104	11,842	11,714		
物数量	12,327	16,617	17,850	26,790	161.2
花金額	1,921	1,434	1,352		
木数量	3,251	3,140	2,869	2,662	84.8

資料：「花き流通統計」・「地方卸売市場実態調査」(数量は推計値)

(注)平成22年度の取扱数量は、平成6年度から13年度の数値をもとに推計

イ 卸売市場を経由しない流通の現状と見通し

卸売市場を経由しない流通については、量販店・外食・中食業者等の大型実需者との契約取引、輸入農産物等の商社による直接取引、インターネットなどを利用した産直販売、朝市・直売所等での販売などがある。

しかし、一方で市場外流通には、

- ・ 天候等自然条件に左右され、必要量が揃わないことがあること
- ・ 代金決済期間が長いこと
- ・ 出荷者への出荷量・品質・価格等の要求が厳しいこと
- ・ 残品、返品のリスク負担が大きくなること

等の問題点があり、現在、市場外から生鮮品の調達をしている実需者も、それぞれの取引規模は小さく、必要量の大半は、市場からの仕入れを行っているのが実態である。

今後、市場外流通は、種々の形態で行われていくことが予想されるが、安定した価格形成・品揃え・早期決済などの面において依然として卸売市場流通が生鮮食料品等流通の中心的な役割を果たしつつ、市場流通と市場外流通がそれぞれの特徴を發揮しながら生鮮食料品等の供給が図られていくものと考えられる。

2 品目別流通圏の設定

道路交通網の整備、低温輸送の進展等により、生鮮食料品等の流通が広域化していることから、県内における生鮮食料品等の流通実態、人口の集中状況、都市形成の状況など社会的、経済的、自然的諸条件や日常生活における住民と地域の密着の度合いを勘案し、青果、水産物については、中央卸売市場を核とする福岡、筑後、北九州・筑豊の三つの流通圏とし、また、食肉、花きについては、県内一円を一つの流通圏として設定する。

(1) 青果

品目別流通圏の設定

流通圏 (No.)	区 域	流通圏人口		品目	市場供給対象人口		市場取扱量		他の流通圏との重複区域	備 考
		平成10年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)		平成10年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)	平成10年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)		
福岡 (No.1)	福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 前原市 古賀市 那珂川町 宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 新宮町 久山町 粕屋町 二丈町 志摩町 (7市、10町)	千人	千人	野菜	1,951	2,064	204,350	238,612	宗像市 福津市 (北九州・筑豊 流通圏)	流通圏の基準年度人口は、 平成10年10月1日現在人口に 通勤・通学及び観光による人 口移動を加味して算定 流通圏の目標年度人口は、 平成12年～17年の人口推移等 をもとに推計
				果実	2,017	1,863	79,256	76,722		
筑後 (No.2)	大牟田市 久留米市 柳川市 甘木市 八女市 筑後市 大川市 小郡市 うきは市 杷木町 朝倉町 筑前町 東峰村 大刀洗町 大木町 黒木町 上陽町 立花町 広川町 矢部村 星野村 瀬高町 山川町 高田町 (9市、12町、3村)	970	938	野菜	1,112	880	107,238	94,657		市場供給対象人口は、流通 圏人口に市場供給率を乗じて 算定 市場供給率 野菜 (%)
				果実	1,297	1,091	51,188	45,579		
北九州 ・筑豊 (No.3)	北九州市 直方市 飯塚市 田川市 山田市 行橋市 豊前市 中間市 宗像市 福岡市 芦屋町 水巻町 岡垣町 遠賀町 小若宮町 鞍手町 稲築町 穂波町 嘉穂町 筑穂町 香春町 添田町 金田町 糸田町 川崎町 赤池村 方城町 大任町 赤山町 荻田町 犀川町 勝吉富町 津城町 椎田町 毛町 築城町 (10市、32町、1村)	1,980	1,924	野菜	2,101	1,449	214,909	163,511		市場供給率 = $\frac{\text{市場取扱量}}{\text{需要量}}$ 需要量 = 都市階級別人口 × 都市階級別の1人1年当たり需要量 (以下、同じ)
				果実	2,458	1,812	96,186	74,337		
計	26市 54町 4村	5,041	5,179	野菜	5,164	4,393	526,497	496,780		
				果実	5,772	4,766	226,630	196,638		

	H10	H22
福岡	93.3	89.1
筑後	114.7	93.8
北九州	106.1	75.3
県全体	102.2	84.8

	H10	H22
福岡	96.5	80.4
筑後	133.8	116.3
北九州	124.1	94.2
県全体	114.5	92.1

(2) 水産物

品目別流通圏の設定

流通圏 (No.)	区 域	流通圏人口		市場供給対象人口		市場取扱量		他の流通圏との重複区域	備 考
		平成10年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)	平成10年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)	平成10年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)		
福岡 (No.1)	福岡市 甘木市 筑紫野市 春日市 大野城市 宗像市 太宰府市 前原市 古賀市 福津市 那珂川町 宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 新宮町 久山町 粕屋町 二丈町 志摩町 杷木町 朝倉町 筑前町 東峰村 (10市、13町、1村)	千人 2,327	千人 2,558	千人 3,697	千人 2,646	トン 206,436	トン 148,876		流通圏の基準年度人口は、平成10年10月1日現在人口に通勤・通学及び観光による人口移動を加味して算定 流通圏の目標年度人口は、平成12年～17年の人口推移等をもとに推計 市場供給対象人口は、流通圏人口に市場供給率を乗じて算定
筑後 (No.2)	大牟田市 久留米市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 小郡市 うきは市 大刀洗町 大木町 黒木町 上陽町 立花町 広川町 矢部村 星野村 瀬高町 山川町 高田町 (8市、9町、2村)	876	845	967	900	53,894	50,867		市場供給率 水産物 (%)
北九州 ・筑豊 (No.3)	北九州市 直方市 飯塚市 田川市 山田市 行橋市 豊前市 中間市 芦屋町 水巻町 岡垣町 遠賀町 小竹町 鞍手町 宮田町 若宮町 桂川町 稲築町 碓井町 嘉穂内町 筑穂町 穂波町 庄内町 穎田町 香春町 添田町 赤池町 糸田町 川崎町 赤山村 方城町 大犀川町 勝山町 苅田町 津田町 吉富町 豊城町 上毛町 (8市、32町、1村)	1,838	1,776	1,476	977	82,322	54,923		
計	26市 54町 4村	5,041	5,179	6,140	4,523	342,652	254,666		

	H10	H22
福岡	158.9	103.4
筑後	110.4	106.5
北九州 ・筑豊	80.3	55.0
県全体	121.8	87.4

(3) 食肉

品目別流通圏の設定

流通圏 (No.)	区 域	流通圏人口		市場供給対象人口		市場取扱量		他の流通 圏との 重複区域	備 考
		平成10年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)	平成10年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)	平成10年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)		
全 県	県下全域 (26市 54町 4村)	千人 5,041	千人 5,179	千人 497	千人 620	トン 14,057	トン 16,930		流通圏の基準年度人口は、平成10年10月1日現在人口に通勤・通学及び観光による人口移動を加味して算定 流通圏の目標年度人口は、平成12年～17年の人口推移等をもとに推計 市場供給対象人口は、流通圏人口に市場供給率を乗じて算定 市場供給率 H10: 9.8%; H22: 12.0%

(4) 花き

品目別流通圏の設定

流通圏 (No.)	区 域	流通圏人口		品目	市場供給対象人口		市場取扱量		他の流通 圏との 重複区域	備 考
		平成10年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)		平成10年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)	平成10年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)		
全 県	県下全域 (26市 54町 4村)	千人 5,041	千人 5,179	切花	千人 5,671	千人 4,715	千本・千鉢 294,178	千本・千鉢 323,660		流通圏の基準年度人口は、平成10年10月1日現在人口に通勤・通学及び観光による人口移動を加味して算定 流通圏の目標年度人口は、平成12年～17年の人口推移等をもとに推計 市場供給対象人口は、流通圏人口に市場供給率を乗じて算定 市場供給率 切花 H10: 112.5%; H22: 91.0% 鉢物 H10: 44.1%; H22: 38.7% 花木 H10: 48.7%; H22: 50.9%
				鉢物	千人 2,221	千人 2,007	千本・千鉢 16,617	千本・千鉢 26,790		
				花木	千人 2,457	千人 2,635	千本・千鉢 3,140	千本・千鉢 2,662		

3 卸売市場配置計画

卸売市場の配置については、消費人口や需要の動向、卸売市場の取扱状況や市場外流通の動向、生鮮食料品等の広域流通の進展、消費の質的变化などを勘案しながら、県内の卸売市場の適正かつ健全な運営が確保され県民への生鮮食料品等の安定的かつ円滑な流通が図られるよう、次の基本方針に即して計画するものとする。

(1) 卸売市場配置の基本方針

品目別に設定された流通圏ごとに、当該品目の取扱を行う中央卸売市場を核として、必要に応じて地域流通の拠点となる「中核的卸売市場」を配置する。

また、流通圏内の生鮮食料品等の安定的かつ円滑な流通に資するため、地方卸売市場のうち中核的卸売市場に該当しない市場を「地域市場」として配置する。

この場合において、中央卸売市場については、今後も全国規模の大型流通に対応する集散市場としての機能と役割を果たしうよう、中央卸売市場整備計画に即した整備を行うものとし、地方卸売市場については、流通の円滑化と市場経営の安定を図るため、引き続き統合整備を推進することを基本にし、産地や小売・消費者などへの情報受発信機能や地場産品の重要な販売拠点としての役割を果たすなど、独自の特色を発揮しうる市場づくりを推進するものとする。

(2) 取扱品目別の市場配置

ア 青果卸売市場

青果市場については、福岡、筑後、北九州・筑豊の各流通圏に、それぞれ福岡、久留米、北九州の各市の中央卸売市場が開設されているため、それらを流通圏の核と位置付けるとともに、北九州・筑豊流通圏には、地域流通の拠点的役割を担うべき2市場があるため、当該市場を中核的卸売市場として配置する。

さらに、地域市場として、福岡流通圏に1市場を、筑後流通圏に4市場を、北九州・筑豊流通圏に1市場を配置する。

なお、この場合において、地方卸売市場については、目標年度における青果物の年間取扱数量が10,000トン以上に達することが見込まれることを原則とし、地域的な適正配置を勘案することとする。

流通圏	第8次整備計画策定時			目標年度（平成22年度）				
	中央	地方	小規模	合計	中央	地方	小規模	合計
福岡	3	2	-	5	3	1	-	4
筑後	1	15	-	16	1	4	-	5
北九州・筑豊	1	4(2)	2	7	1	3(2)	-	4
合計	5	21(2)	2	28	5	8(2)	-	13

地方卸売市場欄のかつこ書は、中核的卸売市場数で、内数

イ 水産物卸売市場

水産物市場については、福岡、筑後、北九州・筑豊の各流通圏に、それぞれ福岡、久留米、北九州の各市の中央卸売市場が開設されているため、それらを流通圏の核と位置付けるとともに、筑後流通圏には、地域流通の拠点的作用を担うべき1市場があるため、当該市場を中核的中央卸売市場として配置する。

さらに、地域市場として、福岡流通圏に5市場を、筑後流通圏に3市場を、北九州・筑豊流通圏に6市場を配置する。

なお、この場合において、地方卸売市場については、目標年度における水産物の年間取扱数量が5,000トン以上に達することが見込まれることを原則とし、地域的な適正配置を勘案することとする。

流通圏	第8次整備計画策定時			目標年度（平成22年度）				
	中央	地方	小規模	合計	中央	地方	小規模	合計
福岡	1	4	1	6	1	4	1	6
筑後	1	4(1)	-	5	1	4(1)	-	5
北九州・筑豊	1	6	-	7	1	6	-	7
合計	3	14(1)	1	18	3	14(1)	1	18

地方卸売市場欄のっこ書は、中核的中央卸売市場数で、内数

ウ 食肉卸売市場

食肉市場については、県内には福岡市中央卸売市場臨海市場の1市場が開設されているため、全県流通圏に1市場を配置する。

流通圏	第8次整備計画策定時			目標年度（平成22年度）				
	中央	地方	小規模	合計	中央	地方	小規模	合計
全県	1	-	-	1	1	-	-	1

エ 花き卸売市場

切花、鉢物類

花き市場については、県内には中央卸売市場が開設されていないが、流通の広域化により九州・山口を商圏とし拠点的作用を果たしている2市場があるため、当該市場を中核的中央卸売市場として位置付けるとともに、地域市場5市場を配置する。

なお、この場合において、目標年度における花きの年間取扱数量が1,000万本相当*以上に達することが見込まれることを原則とし、地域的な適正配置を勘案することとする。

鉢物の鉢数については、1鉢につき8本の切花に換算

花木類

花木を専門的に取扱う市場については、既存の3市場が産地市場として県域を越えた

流通の拠点的な役割を果たしていることから、引き続き3市場を配置する。

流通圏	第8次整備計画策定時			目標年度（平成22年度）				
	中央	地方	小規模	合計	中央	地方	小規模	合計
全県	-	15	-	15	-	10(2)	-	10

地方卸売市場欄のかつこ書は、中核的卸売市場数で、内数

(3) 配置計画の推進方策

配置計画の推進に当たっては、適正な取引の推進、関係事業者の円滑な受け入れ、当該市場に係る地方公共団体の行政・財政状況、地域の実情などを総合的に勘案するほか、次の事項に留意するものとする。

- ア 公設又は事業協同組合等での整備について十分考慮すること。
- イ 民営市場、卸売業者の統合に当たっては、その円滑な推進のため、市場関係団体等との緊密な連携を図るとともに、関係事業者による地区協議会、合併推進協議会の設置促進に努めること。
- ウ 流通の拠点性を高めるため、必要に応じ総合市場としての整備を考慮すること。
- エ 農林漁業金融公庫制度資金等の融通のあっせんを行うなど、施設整備における資金面の援助に努めること。

卸 売 市 場 配 置 計 画 青 果 卸 売 市 場

(注) 市場名欄中、地方卸売市場を[地]と略記する。また、区分欄中、中央卸売市場、公設地方卸売市場、第3セクター方式地方卸売市場、その他の民営地方卸売市場及び小規模卸売市場をそれぞれ中、公、準公、民、小規模と略記し、中核的卸売市場については、中核と記載する。

流通圏 No.	配置位置	当 該 流 通 圏 既 存 市 場			整 備 方 針				卸売市場 整備地区 指定	備 考	
		市町村名	市 場 名	区 分	市 場 の 整 備 計 画	区 分	取 扱 品 目	整 備 予 定 年 度			
								目 標 年 度 以 前			目 標 年 度 以 降
福 岡 1	福 岡 市	福 岡 市	1 福岡市中央卸売市場青果市場	中	中央卸売市場整備計画のとおり	中	青 果				
		"	2 福岡市中央卸売市場西部市場	中	中央卸売市場整備計画のとおり	中	"				
		"	3 福岡市中央卸売市場東部市場	中	中央卸売市場整備計画のとおり (1と統合し、廃止する。)	中	"				
	春日市・ 大宰府市 又はその周辺	春日市	4 博多青果[地]	民 民	統 合	民	"	22			
		太宰府市	5 筑紫[地]								
筑 後 2	久留米市	久留米市	6 久留米市中央卸売市場(青果部)	中 民 民 民	統 合	中	"	22			
		"	7 久留米[地]高村青果花卉市場(青果部)								
		"	8 久留米センター青果[地]								
		小 郡 市	9 三井青果[地]								
	甘木市・ うきは市 又はその周辺	甘木市	10 甘木中央青果[地]	民 民 民 民	統 合	民	"	22			
		"	11 甘木青果[地]								
		うきは市	12 朝羽合同青果[地]								
		"	13 浮羽青果[地]								
		八 女 市	14 福島青果[地]								
	八 女 市	"	15 八女青果[地]	民 民	統 合	民	"	22			
		筑 後 市	16 広川青果[地]								
	柳 川 市 又 はその周辺	瀬 高 町	17 山門青果[地]	民 民 民 民	統 合	民	"	22			
		柳 川 市	18 柳川青果[地]								
"		19 大高合同青果[地]									
"		20 柳川大同青果[地]									
大 牟 田 市	大 牟 田 市	21 大牟田丸果[地]	民	存置整備	民	"	22				
北九州 ・筑豊 3	北九州市	北九州市	22 北九州市中央卸売市場(青果部)	中	中央卸売市場整備計画のとおり	中	"				
	飯 塚 市	飯 塚 市	23 飯塚市[地](青果部)	公	中核的卸売市場として整備	公・中核	"	22			
	中 間 市	中 間 市	24 [地]北九州青果(株)西部支店	民	中核的卸売市場として整備	民・中核	"	22			
	行 橋 市 又 はその 周辺	行 橋 市	25 [地]北九州青果(株)南部支店	民 民 民 民	統 合	民	"	22			
苅 田 町		26 苅田青果市場(小規模)									
豊 前 市		27 豊前小規模卸売市場(小規模)									
椎 田 町		28 [地]椎田青果市場									

水産物卸売市場

流通圏 No.	配置位置	当該流通圏既存市場			整備の方針					卸売市場 整備地区 指定	備考
		市町村名	市場名	区分	市場の整備計画	区分	取扱品目	整備予定年度			
								目標年度 以前	目標年度 以降		
福岡 1	福岡市	福岡市	1 福岡市中央卸売市場鮮魚市場	中	中央卸売市場整備計画のとおり	中	水産物				
		"	2 [地] 福岡市漁協志賀島支所魚市場	民	存置整備	民	"	22			
		"	3 [地] 姪浜魚市場	民	存置整備	民	"	22			
	前原市	前原市	4 [地] 糸島魚市場	民	存置整備	民	"	22			
	宗像市	宗像市	5 [地] 玄海魚市場	民	存置整備	民	"	22			
	甘木市	甘木市	6 甘木魚市場(小規模)	民	存置整備	民	"	22			
筑後 2	久留米市	久留米市	7 久留米市中央卸売市場(水産物部)	中	中央卸売市場整備計画のとおり	中	"				
	うきは市	うきは市	8 [地] 吉井魚市場	民	存置整備	民	"	22			
	八女市	八女市	9 [地] 八女魚市場	民	存置整備	民	"	22			
	柳川市	柳川市	10 [地] 筑後中部魚市場	民	中核的地方卸売市場として整備	民・中核	"	22			
	大牟田市	大牟田市	11 [地] 大牟田魚市場	民	存置整備	民	"	22			
北九州 ・筑豊 3	北九州市	北九州市	12 北九州市中央卸売市場(水産物部)	中	中央卸売市場整備計画のとおり	中	"				
		"	13 [地] 柄杓田漁業協同組合魚市場	民	存置整備	民	"	22			
	飯塚市・直方市・田川市又はその周辺	飯塚市	14 飯塚市[地](水産物部)	公	統合	公・準公又は民	"				
		赤池町	15 [地] 筑豊魚市場	民							
	中間市	中間市	16 [地] 遠賀魚市場	民	存置整備	民	"	22			
	苅田町	苅田町	17 [地] 苅田町漁業協同組合魚市場	民	存置整備	民	"	22			
行橋市	行橋市	18 [地] 行橋市魚市場	公	存置整備	公	"	22				

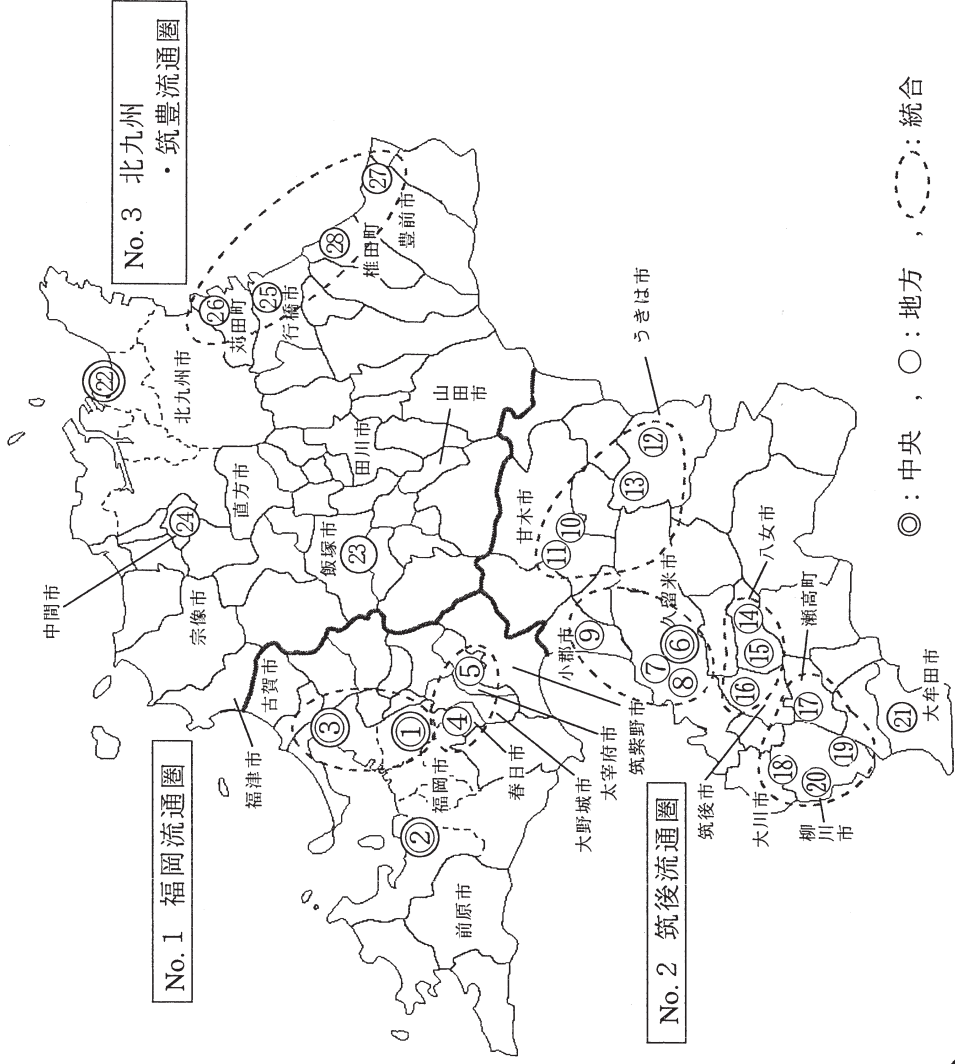
食肉卸売市場

流通圏 No.	配置位置	当該流通圏既存市場			整備方針				卸売市場 整備地区 指定	備考	
		市町村名	市場名	区分	市場の整備計画	区分	取扱品目	整備予定年度			
								目標年度 以前			目標年度 以降
全 県	福岡市	福岡市	1 福岡市中央卸売市場臨海市場	中	中央卸売市場整備計画のとおり	中	食肉				

花き卸売市場

流通圏 No.	配置位置	当該流通圏既存市場			整備方針				卸売市場 整備地区 指定	備考	
		市町村名	市場名	区分	市場の整備計画	区分	取扱品目	整備予定年度			
								目標年度 以前			目標年度 以降
全 県	福岡市	福岡市	1 [地] 福岡花市場	民	中核的地方卸売市場として整備	民・中核	花き	22			
	福岡市	"	2 [地] 福岡西部花市場	民	存置整備	民	"	22			
	筑紫野市	筑紫野市	3 [地] 九州日観植物取引所	民	中核的地方卸売市場として整備	民・中核	"	22			
	久留米市	久留米市	4 久留米 [地] 高村青果花卉市場 (花き部)	民	統 合	民	"	22			
	"	"	5 久留米花卉園芸 [地]	民							
	"	"	6 久留米市植木農協市場 [地]	民	存置整備	民	"	22			
	"	"	7 久留米市 [地] 田主丸流通センター	公	存置整備	公	"	22			
	筑後市	筑後市	8 筑後植木農協 [地]	民	存置整備	民	"	22			
	大牟田市	大牟田市	9 [地] 大牟田花市場	民	存置整備	民	"	22			
	北九州市	北九州市	北九州市	10 [地] 北九州花市場	民	統 合	民	"	22		
		"	"	11 [地] 北九州八幡花市場	民						
		"	"	12 [地] 北九州フラワー流通センター	民						
	飯塚市・直方市・田川市 その周辺	飯塚市	飯塚市	13 飯塚市 [地] (花き部)	公	統 合	公・ 準公 又は民	"	22		
		直方市	直方市	14 [地] (有)直方花市場	民						
		田川市	田川市	15 [地] 田川花市場	民						

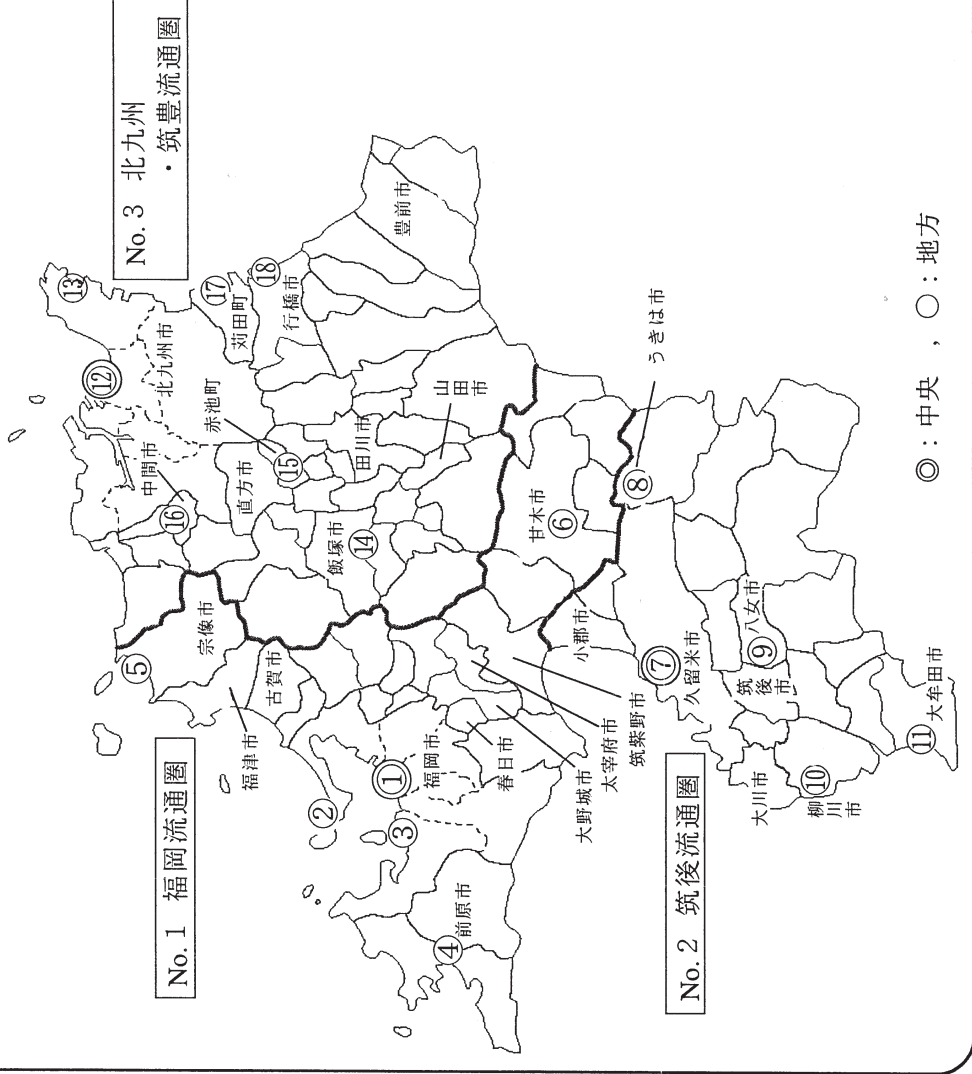
卸売市場現況図（青果）



No. 1 福岡流通圏	No. 2 筑後流通圏	No. 3 北九州・筑豊流通圏
1 福岡市 [中] 青果市場	6 久留米市 [中] (青果部)	22 北九州市 [中] (青果部)
2 福岡市 [中] 西部市場	7 久留米 [地] 高村青果花卉市場 (青果部)	23 飯塚市 [地] (青果部)
3 福岡市 [中] 東部市場	8 久留米センター青果 [地]	24 [地] 北九州青果(株)西部支店
4 博多青果 [地]	9 三井青果 [地]	25 [地] 北九州青果(株)南部支店
5 筑紫 [地]	10 甘木中央青果 [地]	26 苅田青果市場 (小規模)
	11 甘木青果 [地]	27 豊前 (小規模)
	12 朝羽合同青果 [地]	28 [地] 椎田青果市場
	13 浮羽青果 [地]	
	14 福島青果 [地]	
	15 八女青果 [地]	
	16 広川青果 [地]	
	17 山門青果 [地]	
	18 柳川青果 [地]	
	19 大高合同青果 [地]	
	20 柳川大同青果 [地]	
	21 大牟田丸果 [地]	

※ 中央卸売市場、地方卸売市場及び小規模卸売市場をそれぞれ [中]、[地]、(小規模) と略記

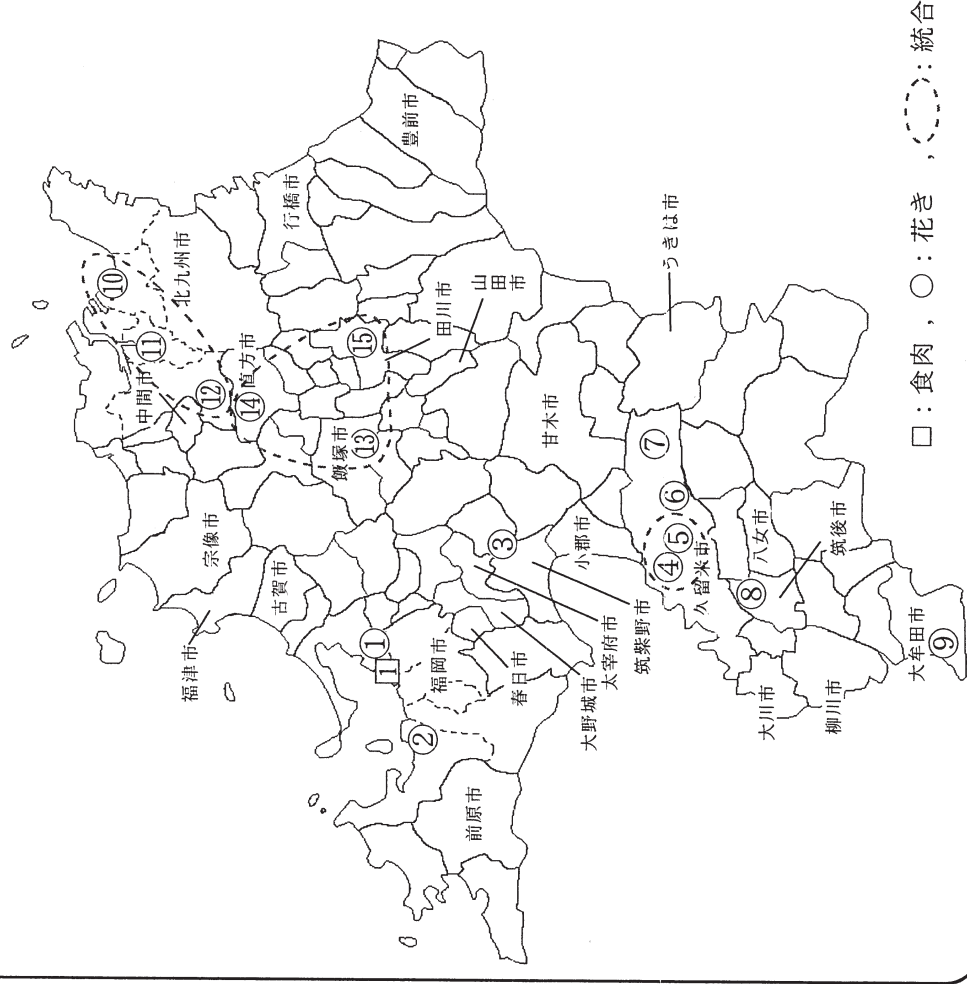
卸売市場現況図（水産物）



No. 1 福岡流通圏	No. 2 筑後流通圏	No. 3 北九州・筑豊流通圏
1 福岡市 [中] 鮮魚市場	7 久留米市 [中] (水産物部)	12 北九州市 [中] (水産物部)
2 [地] 福岡市漁協志賀支所魚市場	8 [地] 吉井魚市場	13 [地] 柄杓田漁業協同組合魚市場
3 [地] 姪浜魚市場	9 [地] 八女魚市場	14 飯塚市 [地] (水産物部)
4 [地] 糸島魚市場	10 [地] 筑後中部魚市場	15 [地] 筑豊魚市場
5 [地] 玄海魚市場	11 [地] 大牟田魚市場	16 [地] 遠賀魚市場
6 甘木魚市場 (小規模)		17 [地] 苅田町漁業協同組合魚市場
		18 [地] 行橋市魚市場

※ 中央卸売市場、地方卸売市場及び小規模卸売市場をそれぞれ [中]、[地]、(小規模) と略記

卸売市場現況図（食肉・花き）



[食 肉]

全 県	1 福岡市 [中] 臨海市場
-----	----------------

[花 き]

全 県		県
1 [地] 福岡花市場	6 久留米市植木農協 [地]	11 [地] 北九州八幡花市場
2 [地] 福岡西部花市場	7 久留米市 [地] 田主丸流通センター	12 [地] (熊本九州7577-流通センター)
3 [地] 九州日観植物取引所	8 筑後植木農協 [地]	13 飯塚市 [地] (花き部)
4 久留米 [地] 高村青果花卉市場 (花き部)	9 [地] 大牟田花市場	14 [地] (有)直方花市場
5 久留米花卉園芸 [地]	10 [地] 北九州花市場	15 [地] 田川花市場

※ 中央卸売市場及び地方卸売市場をそれぞれ [中]、[地] と略記

第3 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する指標

1 立地に関する事項

卸売市場の立地については、大規模小売店、外食産業等の広域チェーン展開等による生鮮食料品流通の広域化、首都圏等の交通混雑等を勘案し、開設者及び卸売業者等の円滑かつ安定的な業務運営が確保されるよう十分な見通しを踏まえて行うこと。この場合、特に次の事項について留意するものとする。

- (1) 周辺の土地利用との調整を考慮し、都市計画その他の地域の開発振興計画等との整合性が確保されること。特に、流通業務施設の整備に関する基本方針との関連性に配慮すること。
- (2) 道路等関連公共施設の整備計画との整合性が確保され、交通事情が良好な場所であること。
- (3) 各種施設が適切に配置され、施設利用の効率性が確保され得る用地の形態であること。
- (4) 生鮮食料品等の品質及び衛生の保持を図る上で適切な環境にある地域であること。

2 施設の種類に関する事項

施設の種類は、次に示すとおりとし、商品の多様化、取引方法の変化、情報化の進展、物流技術の進歩、食の安全・安心に対する要請の高まり及び環境に対する社会的関心の増大等に対応して必要となる施設を計画的に整備するとともに、整備された施設の効率的な利用、維持管理の適正化に十分配慮するものとする。

施設例

施設	例示
売場施設	卸売場、低温卸売場、仲卸売場、配送センター、買荷保管・積込所、低温販売設備、活魚販売設備
駐車施設	駐車場
貯蔵・保管施設	倉庫、自動倉庫、冷蔵庫、ラック
輸送・搬送施設	自動荷さばき設備、自動搬送設備、フォークリフト、エレベーター、コンベア
衛生施設	発泡スチロール処理設備、じんあい処理施設、汚水処理設備、食品検査室
情報・事務処理施設	入荷量・卸売価格表示設備、せり機械設備、情報処理センター、コンピュータ、見学研修設備
管理施設	管理事務所、業者事務所
加工処理施設	バナナ熟成加工室、小分け・包装設備
福利厚生施設	医療設備、休養室、更衣室
関連事業施設	関連商品売場
以上の施設に附帯する施設	受電設備、給電設備、給油所、空調設備、計量設備

なお、水産物産地市場については、以上のほかに海水浄化施設、水揚・選別機械設備、計量施設等を実情に応じ整備するものとする。

3 施設の規模に関する事項

別記の農林水産省の基準を準用して算定される施設規模を確保するものとする。

4 施設の配置、運営及び構造に関する事項

卸売市場施設の配置、運営及び構造については、生産者や実需者の顧客のニーズに的確に対応する必要があることを踏まえ、卸売市場で取り扱う生鮮食品等の品質管理の向上や、市場流通コストの削減に向けて、特に次の事項に留意するとともに、公設卸売市場の施設整備についてはPFI（民間の資金とノウハウの活用による公共施設等の整備手法）事業の活用、施設管理については民間委託の推進等により、市場使用料の抑制等市場流通コストの低減に努めるものとする。

(1) 取扱数量の増大が見込まれる市場にあつては、各種施設の増設余地の確保、施設の立体化等に努めること。特に、大都市圏の市場においては、土地の高度利用を図る観点から立体的かつ効率的な施設の配置とすること。

(2) 大規模増改築等卸売市場施設の新設に当たっては、原則として外気の影響を遮断する閉鎖型の施設とすること。また、低温卸売場、温度帯別冷蔵庫、衛生管理施設等の品質管理の高度化に資する施設を計画的に配置すること。

(3) 施設配置に当たっては、場内搬送経路の最適化を十分考慮するとともに、必要に応じて自動搬送施設の導入等を行うこと。また、場外における交通渋滞等を緩和するため、車両誘導の効率化等を図ること。

(4) 施設運営に当たっては、コールドチェーン（流通過程で低温を保つ物流方式）システムの基幹としての卸売市場施設の適切な運営の確保や、トレーサビリティシステム（情報追跡システム）の確立のための情報技術の活用等に十分配慮すること。

(5) 卸売市場運営の効率化、卸売市場における物流業務の効率化を図るため、

取引における生鮮EDI標準（受発注等の取引情報を電子的に交換する方法の標準的な取り決め）の活用、電子タグ（メモリ機能を有する極小のICチップとアンテナを内蔵した荷札（タグ））の導入等の情報技術の活用

産地や実需者と連携して、流通コストの削減や流通における環境負荷の軽減に資する通い容器等の導入に積極的に取り組むこととし、必要に応じて市場内におけるLAN（構内情報通信網）や通い容器等に対応した搬送施設の整備、通い容器等の一時保管場所の確保に努めること。

(6) 小売形態の変化に対応した仲卸業務の機能の充実に資する保管・加工処理・配送施設を整備すること。また、消費者ニーズに応える商品づくりのため、市場関係者が一体となって行う小売支援活動等の取組を推進すること。

(7) 卸売市場の多様な機能の発揮と、周辺環境との調和を図るとともに、展示・見学施設、研修施設、多目的ホール、アメニティー機能（快適性）を持つ施設等関連施設の整備のほか、可能な限り緑地帯等を設置すること。

(8) 流通事情の変化に柔軟に対応できる構造とすること。

第4 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する事項

1 取引の合理化に関する事項

卸売市場の取引について、公正性・透明性を確保しつつ、流通コストの削減や生産者、実需者のニーズに的確に対応することを通じた卸売市場の取引の活性化を図られるよう、特に次の事項に留意するものとする。

(1) 卸売市場における売買取引の方法については、各市場の消費動向と供給体制の変化を踏まえ、各市場の持っている経済的な地歩、取扱品目の性質、売手・買手の特徴等市場の実態を反映しつつ、市場及び品目ごとの特性に応じた合理的な売買取引の方法を設定するとともに、その遵守を図ること。この売買取引の方法の設定に当たっては、各市場における市場取引委員会の場等において売買取引の状況について不断の検証を行い、必要に応じて見直しを行うこと。

(2) 計画的な集荷活動による品揃えの確保や最適物流の実現による物流コストの軽減を図るため、買付集荷の自由化や商物一致原則の例外措置の拡充を踏まえ、各市場においては市場取引委員会の場等を活用して十分な議論を行い、卸売業者と仲卸業者との連携の下での卸売市場に適合した商品供給最適管理システムの確立等による卸売市場流通の効率化に積極的に取り組むこと。

(3) 卸売市場の集荷力の低下や産地と実需者間の直接取引の拡大に対応するため、集荷の共同化等の複数の卸売市場間の連携や新商品の開発等のための生産者、実需者等との連携についての規制緩和措置を受けて、各市場においては市場間連携等による集荷力の向上を通じた市場取引の活性化を図ること。なお、市場間連携に取り組むに当たっては、卸売市場における取引秩序に混乱を来すことのないよう、市場取引委員会等の場で十分な議論を行うこと。

(4) 卸売市場における売買取引について、適切な価格形成を図るとともに、円滑・確実な決済を確保すること。

(5) 卸売市場においては、原産地表示の徹底等により公正な取引を推進すること。また、食の安全・安心の確保に対応するため、卸売市場の取引においては、卸売を行った生鮮食料品等の仕入れ先、卸売を行った日等の情報の記録を適切に行うとともに、産地が提供する生産履歴情報等の適切な伝達を図るトレーサビリティシステムの確立に努めること。

(6) 量販店等の優越的な地位の濫用により、卸売市場における価格形成において需給以外の要素で価格が形成されることのないよう、各市場においては、取引条件の明確化、書面化の促進等について積極的に取り組み、卸売市場における適正な取引環境の形成に努めること。

2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

商品管理の適正化、食品衛生の確保、ロジスティクス（戦略的物流管理システム）の展開方向、市場労働の省力化等に配慮し、特に次の事項に留意するものとする。

(1) 商品形態の変化、多温度帯流通の進展、市場の休業日の増加等に対応した施設の整備を図るとともに、商品の特性に応じた荷さばき、保管等に努めること。

(2) 電子商取引、予約相対取引、見本取引の進展等取引方法の変化、小売形態の変化、荷さばき、保管等の効率化等に配慮して保管・加工処理・配送施設の整備に努めるとともに、場外保管施設の適切な活用を推進すること。

(3) 自動荷さばき・搬送システム、パレット輸送システム、自動倉庫等の体系的利用により、荷役労働の省力化を計画的に推進すること。

3 物品の品質管理の高度化に関する事項

開設者、卸売業者、仲卸業者その他の市場関係業者は、温度管理による生鮮食料品等の鮮度保持、市場内の施設や用具等の洗浄・殺菌、場内搬送車両の無公害化、品質管理の責任者の設置と責務の明確化を図るとともに、次の事項に留意し、品質管理の高度化に取り組みものとする。

(1) 荷受け段階

卸売場にトラックを進入させない荷下ろし体制の整備、荷下ろし時におけるアイドリングの禁止

物品の鮮度や外観、容器の破損や衛生状態等の確認

物品が結露しないための輸送温度、場内温度の設定

必要に応じた輸送業者に対する輸送条件等の記録の提示

(2) 卸売段階

低温卸売場での取引や見本ぜりの活用

物品の床への直置きや引きずりの禁止

卸売場の衛生的な利用、喫煙や飲食の禁止

取引後の速やかな物品の搬出

(3) 仲卸段階

腐敗に結びつく部位や物品、混入異物の除去

定温倉庫や冷蔵庫での保管期間の短縮

花き（切花）にあつては、清潔な容器や水の維持

(4) 配送段階

買荷保管所又は積込所等における滞留時間の短縮

保冷・冷凍車両の利用の推進

物品ごとの望ましい輸送温度に配慮した荷積み の推進

(5) その他

青果物にあつては、通い容器を利用する場合には、洗浄・殺菌の徹底

水産物にあつては、食品衛生法に基づく公衆衛生の見地から必要な施設の基準、公衆衛生上講ずべき措置の基準の遵守

食肉にあつては、食品衛生法に基づく公衆衛生の見地から必要な施設の基準、公衆衛生上講ずべき措置の基準の遵守

また、と畜段階では、と畜場法に基づく構造設備の基準、衛生管理の基準の遵守、BSE 関連規制等への適切な対応、食道や直腸の結紮^{けっさつ}やナイフの消毒等HACCP（危害分析重要管理点）の考え方を取り入れた衛生管理の徹底

花きにあつては、直接的な冷暖風からの遮断、品質保持効果の高い切花のバケット（専用容器）流通の推進

第5 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項

1 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の目標

(1) 卸売業者

ア 卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保し、十分な卸売機能を果たしていくため、卸売業者の経営規模の拡大及び経営体質の強化を図るものとし、特に資本の充実、従業員の資質の向上、省力化システムの導入等による生産性の向上に努めること。

また、市場間、市場内、市場外流通等による競争実態、情報システムの整備状況等を踏まえつつ、合併や営業権の譲受けによる統合大型化、市場を超えた卸売業者間の資本関係の構築による連携関係の強化を図ること。

この場合において、救済合併等の場合を除き、原則として、目標年度における従業員一人当たりの取扱金額の水準（下表）を達成することを目安とするとともに、異なる市場の

卸売業者同士の統合大型化、青果、水産物等取扱品目を異にする卸売業者同士の統合大型化、連携強化も視野に入れた対応を行うこと。

(単位：百万円)

部類別		青果物 卸売業者	水産物 卸売業者	花き 卸売業者
市場別				
中央卸売市場	240	380	140	
地方卸売市場 (水産物産地市場を除く)	100	160	80	

(注) この表に示す水準は、中央卸売市場については平成14年度、地方卸売市場については平成13年度の価格水準で、経営コストの低減、取引規模の拡大を図る観点から示したものである。

イ 卸売業者の経営状況の悪化に対処し、卸売業者の経営の健全性を確保し出荷者に対する卸売市場の信頼性を高めるため、増資等により卸売業者の財務体質の強化を図るとともに、経営再編によるコストの低減、経営多角化による経営改善を図ること。また、経営の安定を図るため第三者による適時適切な経営評価の実施に努めること。

ウ 管理部門について、電算化の推進と計画的な経営管理システムの整備、責任体制の確立等を図り、事業の計画的、一体的な運営の確保と経営コストの縮減に努めること。

エ 経営能力を有する人材の育成、新規労働力の確保とその教育、熟練労働力の定着と活性化を推進するとともに、責任体制の確立に努めること。

オ 生産者の生産状況や実需者の需要状況に対応した計画的かつ安定的な集荷販売力の強化及び実需者、小売業者等との連携を深めることによる国内産の農林水産物を用いた新商品開発能力の向上に努めること。

カ 平成21年4月から機能・サービスに見合った卸売手数料を弾力的に徴収することができることとなるが、卸売業者はその経営が手数料収入に大きく依存している実態を踏まえ、円滑な移行ができるよう取引方法や提供するサービスの充実、経営体質の強化に努めること。

(2) 仲卸業者

ア 仲卸業者の経営の発展を図るため、仲卸業者数の大幅な縮減を図ることを基本とし、市場や商品の実態、従業員の高齢化、後継者の有無等を踏まえ、合併や営業権の譲受けによる統合大型化等を図ること。

この場合において、救済合併等の場合を除き、原則として、目標年度における従業員一人当たりの取扱金額の目標（下表）を目安とするとともに、異なる市場や取扱品目を異に

する仲卸業者同士の統合大型化も視野に入れた対応を行うこと。

(単位：百万円)

市場別	部類別		花き 仲卸業者
	青果物 仲卸業者	水産物 仲卸業者	
中央卸売市場	100	100	50
地方卸売市場 (水産物産地市場を除く)	90	80	50

(注) この表に示す水準は、平成14年度の価格水準で、経営コストの低減、取引規模の拡大を図る観点から示したものである。

- イ 小売店、外食産業等の仕入れニーズの適切な把握に努め、これに対応した商品の小分けや事前処理、配送等の販売業者機能を強化することにより、小売業者への支援を図ること。
また、就労体系の整備等により小売店等の営業の動向に対応した市場の休業日の営業の実現に努めること。
- ウ 関係業者間の提携関係の強化を図りつつ、大型ユーザーとの対等な取引関係の構築に努めるとともに、生産者との連携強化に取り組むことにより、新たな国内産の農林水産物の需要の開拓に努めること。
- エ 情報機器の活用等による経営管理システムの確立や、経営再編等による経営合理化、共同配送等によりコストの削減を進めること。

2 その他

- (1) マーケティングの強化に努め、多様化、複雑化する消費者や実需者のニーズに対応するため、生産サイドと流通サイドが一体となった商品開発、供給を行うこと。
- (2) 情報化は、取引の公開性を高め、多様な取引方法の導入を図るなど、迅速かつ的確な取引を推進する前提となることに加えて、市場行政の効率化、取引事務のペーパーレス化、物流の省力化等市場運営及び関係事業者の経営の合理化に直結することを重視して、早急にその推進を図ること。
- (3) 最新の物流システムの導入、福利厚生施設の充実等市場の労働条件の改善による魅力ある職場づくりに努めること。
- (4) 食品の安全性の確保と環境問題の深刻化に対応するため、有害物品に関する検査体制の確立、じんあい処理施設及び汚水処理施設の整備、食品廃棄物、包装廃棄物等の減量化のため品質管理設備の導入、通い容器等の活用の推進に努めること。また、食品廃棄物、包装容

器等のリサイクルに努めるなど、関係事業者の環境問題への取組を推進すること。

(5) 関連事業者については、卸売市場が食料品総合卸売センターとしての機能の充実を図る上でも重要なことから、その体質改善と経営の活性化を図ること。

(6) 災害時等の緊急の事態に際し卸売市場の果たす機能の重要性にかんがみ、防災性に配慮した施設整備を行うとともに、災害時等において適切な対応が確保されるよう努めること。

(7) 県民のための卸売市場の役割を重視し、卸売市場への理解の醸成や「食」に関する卸売市場の知見を消費者に効果的に提供する観点から、食のイベント、学校教育のための市場見学会等の県民と卸売市場との交流を深める機会の確保、消費者を対象とした表示に関する講習会や料理教室等の利用にも配慮すること。

(8) 卸売市場に関する情報については、取引結果及び卸売業者の財務についての公表とともに、広く消費者に対し卸売市場の役割、生鮮食料品等に対する知識等について普及するため、インターネット等を活用し、卸売市場に関する様々な情報を広く公開・提供するよう努めること。

別記

卸売市場施設規模算定基準

1 売場施設の必要規模

目標年度における売場施設（卸売場、仲卸売場及び買荷保管所又は積込所）の必要規模の算定は、過去の取扱数量等を基に、目標年度における1日当たり市場流通の規模を推定し、次の算式により行うものとする。

$$S_i = \frac{g_t \cdot f_i}{\mu_i} + R_i$$

S_i : 目標年度における売場施設の必要規模

g_t : 目標年度における1日当たりの市場流通の規模

f_i : 売場施設経由率

μ_i : 目標年度における売場施設単位面積当たり標準取扱数量

R_i : 売場施設通路面積

i : 各売場施設

2 その他の卸売市場施設の必要規模

その他の卸売市場施設の必要規模の算定は、実情に応じて行うものとする。

3 駐車場の必要規模

目標年度における駐車場の必要規模の算定は、目標年度における1日当たり市場流通の規模に基づいて、自動車による搬入及び搬出の状況、場内運搬車の利用状況、販売開始時間、買出しの状況、従業員の自家用車利用状況等を考慮して次の算式により行うものとする。

$$S_t = 25 \text{ m}^2 \cdot \left(\frac{g_t}{\mu_o} + M \right)$$

S_t : 目標年度における駐車場の必要規模

g_t : 目標年度における1日当たり市場流通の規模

μ_o : 1台当たり積載数量

M : その他業務用及び通勤自動車台数

4 市場用地の必要規模

目標年度における市場用地の必要規模の算定は、目標年度における各施設の必要規模の合計に駐車場の必要規模及び円滑な市場内交通を確保する建物外部の通路の必要規模を加算して得られる規模と市場の立地条件、市場流通の見通し等を考慮した増設余力を見込んで次の算式により行うものとする。

$$S = (1 + a) \cdot (S_i + S_t + R)$$

S : 目標年度における市場用地の必要規模

a : 増設余力指数

S_i : 各施設の必要規模

S_t : 駐車場の必要規模

R : 建物外部の通路の必要規模

参考資料

生鮮食品等の都市階級別需要量見通し

1人1年当たり需要量

(単位：kg、切花：本、鉢物：鉢)

種別	都市階級別	平成10年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)
野菜 (いも類を含む)	大都市	110.7	122.1
	中都市	106.1	117.1
	小都市	93.2	102.8
果実 (果実的野菜を含む)	大都市	39.7	41.6
	中都市	42.4	44.5
	小都市	38.5	40.4
水産物 (海藻を含む)	大都市	56.7	57.1
	中都市	58.8	59.2
	小都市	54.6	55.0
食肉 (牛肉、豚肉)	大都市	29.7	28.6
	中都市	28.9	27.7
	小都市	27.1	25.8
花切花	大都市	56.1	74.1
	中都市	49.0	64.7
	小都市	47.9	63.2
き鉢物	大都市	8.1	14.4
	中都市	7.1	12.6
	小都市	6.9	12.3

(注) 大都市は人口100万人以上の都市、中都市は人口100万人未満15万人以上の都市、小都市は人口15万人未満の都市

「卸売市場の施設規模の算定基準について」平成13年4月10日12総合第1327号農林水産省総合食料局長通知

1人1年当たり需要量

(単位：本)

種別	都市階級別	平成10年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)
花き	全地域	1.28	1.01

(注) 全国販売仕向量を国内総人口で除したものを(人口は総務省統計局、平成22年度
の全国販売仕向量は、平成5年から14年の数値をもとに最小自乗法により推計)

福岡県告示第2556号

平成17年度臨時石炭鉱害復旧事業に係る実施計画の認可申請があったので、石炭鉱業の構造調整の完了に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成12年法律第16号）附則第2条第6項によりなおその効力を有するとされた旧臨時石炭鉱害復旧法（昭和27年法律第295号）第57条第1項及び石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成14年政令第42号）附則第2条第7項によりなおその効力を有するとされた旧臨時石炭鉱害復旧法施行令（昭和27年政令第333号）第14条第1項第2号の規定により公示し、当該申請に係る実施計画を次のように縦覧に供する。

平成17年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する実施計画	実施地区名	復旧工事の施行者	縦覧場所	縦覧期間
平成17年度臨時石炭鉱害復旧事業の実施計画	彦山川左岸A(3)	古河機械金属株式会社 筑豊事務所	福岡県飯塚農林事務所	平成17年12月28日 ～ 平成18年1月16日

福岡県告示第2557号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

久留米	県 道	藤 山 国 分 線 一 丁 田	前	久留米市藤山町746番1先から 同市藤山町745番1先まで	10.3 ～ 10.9	29.7
			後	同上	11.5 ～ 12.5	
那 珂	県 道	福 岡 早 良 線 大 野 城	前	春日市昇町三丁目227番先から 同市小倉三丁目227番先まで	25.0 ～ 45.0	339.0
			後	春日市昇町三丁目227番先から 同市小倉三丁目227番3先まで	25.0 ～ 45.0	

福岡県告示第2558号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年12月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	藤 山 国 分 線 一 丁 田	久留米市藤山町746番1先から 同市藤山町745番3先まで
那 珂	福 岡 早 良 線 大 野 城	春日市昇町三丁目261番1先から 同市昇町三丁目227番先まで

那珂	福岡 早良線 大野城	春日市昇町三丁目227番先から 同市昇町三丁目216番1先まで
----	------------------	------------------------------------

公安委員会

福岡県公安委員会規則第18号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成17年12月28日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡県豊前警察署の部椎田交番の項中「築上郡椎田町」を「築上郡築上町」に改め、同部築城駅前交番の項及び本庄駐在所の項中「築上郡築城町」を「築上郡築上町」に改める。

附 則

この規則は、平成18年1月10日から施行する。

雑 報

西日本宝くじ事務協議会告示第30号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1782回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成17年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1782回西日本宝くじ
2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1-1-5

- 3 発売総額及び通数 1,400,000,000円
700万通
4 証 票 金 額 1枚 200円
5 発 売 期 間 平成18年1月4日から
平成18年1月17日まで
6 当せん金支払開始日 平成18年1月4日
7 当せん金の額及び当せんの数

等	級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1	等	1,000,000円	98本
2	等	100,000円	112本
3	等	10,000円	420本
4	等	100円	3,500,000本
お	年 玉 賞	1,000円	140,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第31号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1783回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成17年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1783回西日本宝くじ
2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

- 及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成18年1月19日から
平成18年1月25日まで
- 6 抽せん日 平成18年1月27日
- 7 当せん金支払開始日 平成18年2月1日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等	級	当せん金額	当せんの数
1	等	10,000,000円	2本
1等の前後賞		500,000円	4本
1等の組違い賞		50,000円	48本
2	等	1,000,000円	3本
3	等	50,000円	75本
4	等	10,000円	2,500本
5	等	1,000円	25,000本
6	等	100円	250,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第32号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1784回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成17年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において
西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1784回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 800,000,000円
10万通 40組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成18年1月26日から
平成18年2月8日まで
- 6 抽せん日 平成18年2月10日
- 7 当せん金支払開始日 平成18年2月15日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等	級	当せん金額	当せんの数
1	等	60,000,000円	2本
1等の前後賞		20,000,000円	4本
1等の組違い賞		100,000円	78本
2	等	1,000,000円	8本
3	等	100,000円	80本
4	等	10,000円	1,200本
5	等	1,000円	40,000本
6	等	200円	400,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第33号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1785回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成17年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1785回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成18年2月9日から
平成18年2月15日まで
- 6 抽せん日 平成18年2月17日
- 7 当せん金支払開始日 平成18年2月22日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等	級	当せん金額	当せんの数
1	等	20,000,000円	2本
1等の前後賞		2,500,000円	4本
1等の組違い賞		50,000円	48本
2	等	500,000円	2本
3	等	10,000円	250本
4	等	1,000円	25,000本
5	等	100円	250,000本

- 9 注意事項

(1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第34号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1786回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成17年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1786回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 1,200,000,000円
600万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成18年2月16日から
平成18年3月1日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成18年2月16日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等	級	当せん金額	当せんの数
1	等	200,000円	300本
2	等	50,000円	360本
3	等	5,000円	3,600本
4	等	1,000円	300,000本
5	等	100円	1,200,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第35号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1787回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成17年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1787回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成18年3月2日から
平成18年3月8日まで
- 6 抽せん日 平成18年3月10日
- 7 当せん金支払開始日 平成18年3月15日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	10,000,000円	2本
1等の前後賞	500,000円	4本
1等の組違い賞	50,000円	48本

2	等	100,000円	75本
3	等	10,000円	2,500本
4	等	1,000円	25,000本
5	等	100円	250,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第36号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1788回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成17年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1788回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成18年3月9日から
平成18年3月15日まで
- 6 抽せん日 平成18年3月17日
- 7 当せん金支払開始日 平成18年3月22日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等	級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1	等	20,000,000円	2本
1	等の前後賞	2,500,000円	4本
1	等の組違い賞	50,000円	58本
2	等	300,000円	30本
3	等	10,000円	300本
4	等	1,000円	30,000本
5	等	100円	300,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第37号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1789回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成17年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1789回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 1,200,000,000円
600万通
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成18年3月16日から

平成18年3月31日まで

6 当せん金支払開始日 平成18年3月16日

7 当せん金の額及び当せんの数

等	級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1	等	100,000円	408本
2	等	50,000円	720本
3	等	3,000円	2,040本
4	等	1,000円	315,600本
5	等	100円	1,200,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第38号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1790回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成17年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1790回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円

- 5 発売期間 平成18年3月23日から
平成18年3月29日まで
- 6 抽せん日 平成18年3月31日
- 7 当せん金支払開始日 平成18年4月5日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等	級	当せん金額	当せんの数
1	等	20,000,000円	2本
1等の前後賞		2,500,000円	4本
1等の組違い賞		50,000円	48本
2	等	500,000円	2本
3	等	50,000円	50本
4	等	10,000円	250本
5	等	1,000円	25,000本
6	等	100円	250,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成17年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1791回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 800,000,000円
400万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成18年4月1日から
平成18年4月11日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 343,840,000円
- 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 73,469,760円
- 7 その他発売経費 発売総額に対し 66,000,000円
- 8 受託申請期限 平成18年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成17年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1792回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 900,000,000円
1組10万通 45組
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成18年4月1日から
平成18年4月12日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 400,800,000円
- 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 78,179,640円

- 7 その他発売経費 発売総額に対し 48,690,000円
 8 受託申請期限 平成18年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成17年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1793回西日本宝くじ
 2 発売総額及び通数 250,000,000円
 1組10万通 25組
 3 証票金額 1枚 100円
 4 発売期間 平成18年4月13日から
 平成18年4月19日まで
 5 当せん金の総額 発売総額に対し 107,900,000円
 6 売りさばき及び
 当せん金支払手数料 発売総額に対し 24,693,165円
 7 その他発売経費 発売総額に対し 19,500,000円
 8 受託申請期限 平成18年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成17年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

- ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島各市長の名において
 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1794回西日本宝くじ
 2 発売総額及び通数 250,000,000円
 1組10万通 25組
 3 証票金額 1枚 100円
 4 発売期間 平成18年4月20日から
 平成18年4月26日まで
 5 当せん金の総額 発売総額に対し 105,900,000円
 6 売りさばき及び
 当せん金支払手数料 発売総額に対し 24,451,140円
 7 その他発売経費 発売総額に対し 19,500,000円
 8 受託申請期限 平成18年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成17年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1795回西日本宝くじ
 2 発売総額及び通数 600,000,000円
 1組10万通 60組
 3 証票金額 1枚 100円
 4 発売期間 平成18年4月27日から
 平成18年5月10日まで
 5 当せん金の総額 発売総額に対し 251,850,000円

6	売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し	58,816,485円
7	その他発売経費	発売総額に対し	46,800,000円
8	受託申請期限		平成18年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成17年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1	名 称	第1796回西日本宝くじ	
2	発売総額及び通数	900,000,000円 450万通	
3	証 票 金 額	1 枚 200円	
4	発 売 期 間	平成18年5月10日から 平成18年5月24日まで	
5	当せん金の総額	発売総額に対し 387,000,000円	
6	売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し	81,988,200円
7	その他発売経費	発売総額に対し	74,250,000円
8	受託申請期限		平成18年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成17年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1	名 称	第1797回西日本宝くじ	
2	発売総額及び通数	250,000,000円 1組10万通 25組	
3	証 票 金 額	1 枚 100円	
4	発 売 期 間	平成18年5月18日から 平成18年5月24日まで	
5	当せん金の総額	発売総額に対し 104,900,000円	
6	売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し	24,690,015円
7	その他発売経費	発売総額に対し	19,500,000円
8	受託申請期限		平成18年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成17年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1	名 称	第1798回西日本宝くじ
2	発売総額及び通数	600,000,000円 300万通
3	証 票 金 額	1 枚 200円
4	発 売 期 間	平成18年5月25日から

	平成18年6月7日まで
5 当せん金の総額	発売総額に対し 258,000,000円
6 売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 54,971,280円
7 その他発売経費	発売総額に対し 49,500,000円
8 受託申請期限	平成18年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成17年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称	第1799回西日本宝くじ
2 発売総額及び通数	600,000,000円 1組10万通 60組
3 証 票 金 額	1枚 100円
4 発 売 期 間	平成18年6月8日から 平成18年6月21日まで
5 当せん金の総額	発売総額に対し 252,800,000円
6 売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 59,251,290円
7 その他発売経費	発売総額に対し 46,800,000円
8 受託申請期限	平成18年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第

3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成17年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称	第1800回西日本宝くじ
2 発売総額及び通数	900,000,000円 1組10万通 45組
3 証 票 金 額	1枚 200円
4 発 売 期 間	平成18年6月22日から 平成18年7月5日まで
5 当せん金の総額	発売総額に対し 400,800,000円
6 売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 78,179,640円
7 その他発売経費	発売総額に対し 48,690,000円
8 受託申請期限	平成18年1月18日

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売印刷 福岡市東区箱崎六丁目六番四二号
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)